

右在埴生郡

取手。布川。共戸各五百

右在相馬郡

境町。係關宿城下内口町戸凡五百多船僧、
谷貝亦係關宿城下戸凡一百仁連諸川共戸各一百多旗亭、

右在猿島郡

水海道戸凡三百多鬻酒米綿布等煮本宗道戸凡二百、

右在豊田郡

結城城下十八町戸凡五百織木綿爲業者多精好爲天下之冠、

右在結城郡

〔相馬岡田文書〕しも口さのくにさうまのこほりいづみのむらみちのくになめかたのこほりる
んないそしふんはのぞくやつうさぎるとへやまたかきのはたやくろかはのこほりにふた
のむらしそく小ご郎胤家にゆづりわたすじやうくだんのごとし、
けんむ二ねん十二月廿日

平胤康

〔相馬文書〕譲渡所領事

次男彌次郎光胤分

一下總國相馬郡内栗野村○中

右村々者限永代譲渡彌次郎光胤畢○中永代可令知行仍譲狀如件

建武三年二月五日

〔相馬文書〕下總國相馬郡内鷺谷村口津々戸六郎跡○中藤谷村相馬六郎等跡○中

大鹿口高井口口高。平重胤花押